

孤独・孤立対策推進法案に対する意見

我が国では、単身世帯や単身高齢者世帯の増加や、職場・家庭・地域社会において人と人とのつながりが希薄化すること等により、今後、孤独・孤立の問題がさらに複雑化、多様化することが懸念される中、都市自治体においては、課題解決に向けた様々な施策に取り組んでいるところである。

このような状況を踏まえ、政府から孤独・孤立対策の推進に関する取組について、その基本理念、国等の責務、施策の基本となる事項及び孤独・孤立対策推進本部の設置等を定める標記法案が示された。

孤独・孤立対策については、地方公共団体内での横断的な取組、支援をつなぐ仕組み、人材養成や十分な財政措置などが重要であるとともに、都市自治体だけで取り組むには限界があることから、国も含めた官・民・NPO等、多様な主体の総力を結集して取り組むことが不可欠である。

孤独・孤立対策推進法案については、関係主体それぞれの役割を尊重し、相互連携による取組が促進されるようにするとともに、都市自治体が地域の実情に応じて自主的・主体的に取り組むことができる仕組みとしていただきたい。

特に、今般、本法案に示された孤独・孤立対策地域協議会については、類似の制度における既存の仕組みの活用など、地域の実情に応じて設置できるようにするとともに、その役割についても、個別のケースについて情報を共有して支援内容を協議していく場を前提にするのではなく、地域の実情に応じて柔軟に運用することができるようにすべきである。

あわせて、都市自治体の孤独・孤立対策に関する取組について、十分な財政措置を講じるとともに、関係府省庁に対する事務の効率化や簡素化等に努めていただきたい。

令和5年2月22日

全 国 市 長 会

まち・ひと・しごと創生対策特別委員会